

2026年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマノホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 CEO 山野 義友
(コード番号 7571 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員
管理本部長 岡 田 充 弘
電 話 番 号 03-3376-7878

株式給付信託 (BBT) に係る追加拠出に伴う
自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)に係る追加拠出に伴い、自己株式の処分 (以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年6月1日 (月)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 150,000 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 104 円
(4) 処 分 総 額	15,600,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)

(注) 処分予定先である株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者 (再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行) とする信託契約 (以下「本信託契約」といいます。) を締結することによって設定されている信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の取締役 (社外取締役を含みます。) 及び執行役員並びに本制度の対象となる当社子会社の取締役 (社外取締役を除きます。) 及び執行役員 (以下「取締役等」といいます。) への給付を行うために行われるものであり、当社及び本制度の対象となる当社子会社に対する役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2016年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、本制度を導入しております。その後、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) が2021年3月1日に施行されたことに伴い、法令改正に伴う手続上の改定を2021年6月29日開催の定時株主総会で決議しました (本制度の概要につきましては、2017年8月21日付「株式給付信託 (BBT) 導入 (詳細決定) に関するお知らせ」及び2019年2月15日付「株式給付信託 (BBT) の一部改定に関するお知らせ」をご参照下さい。)

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要なと見込まれる株式を本信託が取得するた

め、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等に見込まれる株式数に相当するもの（2026年3月末日で終了した事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2026年3月31日現在の発行済株式総数35,830,058株に対し0.42%（2026年3月31日現在の総議決権個数352,594個に対する割合0.43%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、2021年6月29日開催の定時株主総会で決議した本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日	2026年6月1日
追加信託金額	15,600,000円
取得する株式の種類	当社普通株式
取得株式数	150,000株
株式の取得日	2026年6月1日
株式取得方法	当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの3か月間（2026年2月16日から2026年5月14日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である104円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの3か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近3か月としたのは、直近1か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

以 上